平成２３年（フ）第２１３号
鳥取県鳥取市双六原199番地
債務者　澤田　　潔
1　決定年月日時　平成24年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１５号
鳥取県米子市永江280番地２　県住52―２―261
債務者　松原　俊行
1　決定年月日時　平成24年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第４２号
名古屋市守山区幸心４丁目201番地　幸心住宅９棟404号、申立時の住所愛媛県今治市山方町１丁目甲1452番地１カサ・グランディスⅡ102号、前住所今治市大正町４丁目１番地16第一高野ビル202号、前々住所大阪府門真市脇田町２番７―111号
債務者　樋上　真理（旧姓武原）
1　決定年月日時　平成24年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第７２号
愛媛県今治市室屋町５丁目２番30号
債務者　武田　孝一
1　決定年月日時　平成24年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第４０２号
福岡県久留米市中央町18番地19　荘洲ビル202号、前住所福岡県久留米市三潴町草場103番地４　ブロッサムカワシマ101号
債務者　下山　裕主
1　決定年月日時　平成24年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１１７号
福岡県田川郡川崎町大字川崎131番地
債務者　安東美輪子
1　決定年月日時　平成24年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第１２０号
福岡県田川郡福智町赤池872番地４
債務者　川端　修子
1　決定年月日時　平成24年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第１２５号
福岡県田川市平松町３番74号、前住所福岡県田川市大字奈良1797番地212
債務者　今村　幸美
1　決定年月日時　平成24年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第１２６号
福岡県田川郡福智町赤池528番地
債務者　植田　明美
1　決定年月日時　平成24年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第４１７号
大分市大字東上野1908番地の１、申立時の住所大分市大字三芳2020番地の６　フォーブル平田101
債務者　太田　優子（旧姓首藤）
1　決定年月日時　平成24年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４９８号
大分市大字岡川406番地の42
債務者　小早川　進
1　決定年月日時　平成24年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１８４号
宮崎県北諸県郡三股町稗田37番地１
債務者　松田加代子
1　決定年月日時　平成24年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１８５号
宮崎県小林市南西方5851番地１
債務者　舞田　正作
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１９０号
宮崎県都城市蓑原町1706番地
債務者　竹之下フジ子（旧姓新宮）
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１０７号
鹿児島県奄美市名瀬鳩浜町80番地　第二鳩浜荘201号、旧住所鹿児島県奄美市名瀬小浜町31番６号　荒垣ビル201号
債務者　田頭　喜敏
1　決定年月日時　平成24年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第１３７号
鹿児島県霧島市国分広瀬４丁目14番21号
債務者　堀切　貴幸
1　決定年月日時　平成24年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第５４２号
沖縄県浦添市宮城３丁目10番３―401号　マンションメルヘン
債務者　西牟田和子
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部